

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
その翌日
に当る)

目次

◇ 告 示
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(保険課)

第三十一期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領(労政訓練課)

地力増進対策指針の決定(農業改良課)

臨時種畜検査の実施(畜産課)

◇ 選管告示
選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第七十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|--------|-----------|-------------|
| 坂本 幸紀枝 | 鳥国薬第六一五号 | 昭和六十二年一月十日 |
| 椿 裕美 | 鳥国薬第六一六号 | 昭和六十二年一月十二日 |

鳥取県告示第八十号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十一期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和六十二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十一期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

1 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内だけに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

2 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内だけに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

1 労働組合又は使用者団体は、推薦書（様式第一号）を推薦期間内に知事に提出すること。

2 労働組合は、労働組合資格審査申請書（様式第二号）を推薦期間内に鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。

五 推薦期間

昭和六十二年三月六日から同月十六日まで

様式第一号

推 薦 書

昭 和 年 月 日

鳥取県知事

所 在 地 股

労働組合又は
使用者団体の名称
代 表 者 名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

| 氏 名 | 生年月日 | 現 住 所 | 労働者の所属 （所属の名称及び 労働場の名称並び にその地位） | 労働者の所属 （所属の名称及び 労働場の名称並び にその地位） | 経 歴 | 考 査 |
|-----|------|-------|--|--|-----|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

（注）「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等を行きつ戻りつに記入すること。

様式第2号

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会 長

殿

所 在 地

労働組合同名

代 表 者 名

㊦

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してください。下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
 - 2 労働協約
 - 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数(男女別)
 - (4) 組合事務所の借上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況
- (資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨を付記すること。)

鳥取県告示第百八十一号

地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、地力増進対策指針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 地力増進地域 | 地力増進対策指針 |
|--------------------------|--|
| 指定番号 六〇〇一 地区名 日南町印賀地区 | 一 地力増進地域内の土壌の性質 本地域は、中山間地に分布する花こう岩を母岩とするマサ土からなり、標高は五百メートル前後である。土壌は、粗粒質で、保肥力及び養分供給能が小さく、また保水力も小さいため土壌侵蝕を受けやすい。 二 土壌の性質の改善目標 1 有効態りん酸含量は、乾土百グラム当たり十ミリグラム以上とする。 2 土壌PHは、五・五以上六・五以下とする。 三 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項 1 有機物は、牧草の使用時期を考慮して、施用 |

| | |
|--|--|
| <p>六〇〇二 名和町陣構 地区</p> | |
| <p>一 地力増進地域内の土壌の性質 本地域は、大江山麓の火山灰砂台地及び砂礫台地よりなり、標高は百メートルから三百メートルである。 畑地の土壌は、表層腐植質黒ぼく土、淡色黒ぼく土及びそれらの造成土が分布する。この地域の土壌は、全般に透水性、通気性及び保水性が不良であり、一部では可給態窒素含量が低く、石灰含量、苦土含量、加里含量及びりん酸含量の過不足がある。</p> <p>二 土壌の性質の改善目標</p> <p>1 普通畑</p> | <p>する。</p> <p>2 りん酸質資材は、土壌pH及び塩基バランスに 応じて選択する。</p> <p>3 牧草地は、養分の収奪が大きいため、塩基バ ランスを考慮した資材の施行を行う。</p> <p>四 その他地力の増進を図るために必要な事項</p> <p>1 下層土は、地力が劣るため、改植時には有機 物を多投し、下層土と混和する。</p> <p>2 裸地では、土壌侵蝕を受けやすいので、改植 時において初期植生化を図る。</p> <p>3 当地域は、保肥力及び保水力が小さいので有 機物の積極的施用に努める。</p> |
| <p>三 土壌の性質を改善するための資材の施用に關する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項</p> <p>1 深耕により、作土深を確保する。</p> <p>2 地域で得られる有機質資源を活用する。その施用に当たつては十分に腐熟した有機物を用いることとし、特に木質系のものにあつては、腐熟度及び施用量に注意する。</p> <p>3 サブソイラー等により耕盤層の破壊を行い、 ち密度を低くし、透水性をよくする。</p> <p>4 石灰質資材の施用により、土壌pH及び塩基バ ランスの改善を図る。</p> | <p>(一) 作土の深さは、二十五センチメートル以上とする。</p> <p>(二) 主要根群域の最大ち密度は、山中式硬度計で二十ミリメートル以下とする。</p> <p>(三) 土壌pHは、六・〇以上六・五以下とする。</p> <p>(四) 有効態りん酸含量は、乾土百グラム当たり十ミリグラムから百ミリグラムとする。</p> <p>2 樹園地</p> <p>(一) 主要根群域の粗孔隙量は、十パーセント以上とする。</p> <p>(二) 土壌pHは、日本なし及びりんごでは五・五以上六・五以下、茶では四・五以上五・五以下とする。</p> |

六〇〇三
鳥取市明治
地区

5 りん酸質資材は、土壌pH及び塩基バランスに
応じて選択する。

四 その他地力増進を図るために必要な事項

1 有機質資源の確保に努める。

2 ほ場条件により自然排水が不良な場合は、簡
易明きよ等による排水に留意する。

3 造成により心土の露出した土壌では、積極的
に有機物を施用する。

4 熟畑化された飼料畑では、家畜ふん尿の多量
施用に注意する。

5 樹園地では、中耕及び土壌表面の被覆により
表層細根を増加させ、併せて干ばつ防止に役立
てる。

一 地力増進地域内の土壌の性質

本地域は、野坂川沿いに開けた狭あいな沖積低
地及び支流沿いの台地からなり、標高五十メー
トルから五百メートルである。

水田土壌は、中粗粒の礫質土壌以外にも表層腐
植質黒ぼく土壌及びグライ土壌が混在しており、
有効土層が浅く、日減水深の大きい土壌が多い。

樹園地は、下流域の標高五十メートルから百五
十メートルの山際に分布し火山性土壌からなる。

これらの土壌は、一部でpHが低く、りん酸含量、
石灰含量及び可給態窒素含量が低いが、加里含量

の高いものもみられる。

二 土壌の性質の改善目標

1 水田

(一) 土壌pHは、六・〇以上六・五以下とする。

(二) 有効態りん酸含量は、乾土百グラム当たり
十ミリグラム以上とする。

(三) 有効態窒素含量は、乾土百グラム当たり八
ミリグラム以上とする。

2 樹園地

(一) 主要根群域の粗孔隙量は十パーセント以上
とする。

(二) 土壌pHは、五・五以上六・五以下とする。

(三) 有効態りん酸含量は、乾土百グラム当たり
十ミリグラムから百ミリグラムとする。

(四) 易有効水分保持能は、土層六十センチメー
トル当たり三十ミリメートル以上とする。

三 土壌の性質を改善するための資材の施用に関す
る事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な

営農に関する事項

1 水田

(一) 下層の礫含量を考慮して、可能なところで
は深耕を図る。

(二) 石灰質資材は、土壌pH及びけい酸質資材の
施用を考慮して選択する。

(三) 陽イオン交換容量の大きい土壌改良資材を

2 樹園地

施用し、漏水防止を図る。

(一) 石灰質資材の施用により、土壌pH及び塩基バランスの改善を図る。

(二) りん酸質資材は、土壌pH及び塩基バランスに応じて選択する。

(三) 加里の多い土壌では、加里含量の低い肥料を施用する。

四 その他地力の増進を図るための必要な事項

1 ろう水過多の水田では、代かきをていねいに
行い、漏水防止に努めるとともに、一部山際の
湿田では、簡易暗きよ等による排水を図る。

2 有機物資源の確保に努めるとともに、樹園地
ではプラウ耕、トレンチヤー耕等により、樹間
の深耕を行い、有効根群域の確保に努める。

鳥取県告示第百八十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に
規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規
則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示す
る。

昭和六十二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | | |
|---------|------------------------|---------|---------------------------|-------|---|
| 検 査 期 日 | 昭和六十二年三月二十七日 午後一時から | 検 査 場 所 | 東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場 | 家畜の種類 | 牛 |
|---------|------------------------|---------|---------------------------|-------|---|

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和六十二年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年三月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

- 一 日時 昭和六十二年三月十日（火）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙について